

市役所からの お知らせ

行政相談所を開設します

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

日時 12月13日(木) 午前10時～午後4時
場所 市役所別館多目的相談室 行政相談委員(敬称略) 川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724 青木サチ ☎ 0956-74-0456
問合せ先 総務課行政係

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

昨年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、啓発週間が定められました。

国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合せ先 総務課行政係

ご存じですか 検察審査会

検察審査会の制度は、検察官の仕事に一般の国民の良識を反映させることを目的としています。

検察審査員は、検察審査会のメンバーとなつて、検察官の不起訴処分を不服として、被害者などから検察審査会に申し立てがあつたときに可否の審査をすることが主な仕事です。

検察審査員は、選挙権を有する人の中から無作為にくじで選ばれ、任期は6か月です。

〔選定方法〕 松浦市選挙管理委員会では、毎年9月1日現在の選挙人名簿に登録されている人の中から、検察審査員候補者を、くじで選んでいます。平成20年度候補者として平戸5人を選び、12月中に本人に通知します。候補者に選ばれてもすぐにその職に就くわけではありません。さらに、平戸検察審査会事務局において、長崎地方裁判所平戸支部管轄の全市町で選ばれた検察審査員候補者とあわせたところで、くじで選ばれた400人の中から、さらにくじで検察審査員(全市町で11人)または補充員(全市町で11人)となります。

問合せ先 選挙管理委員会事務局、平戸検察審査会事務局 ☎ 0950-22-2004

第2回なぎなた体験教室を 開催します

開催します

日時 12月1日、8日、15日(土) 午後1時～3時 ※正午～午後0時45分受付
場所 武道館 対象者 小・中・高校生・一般男女
問合せ先 生涯学習課

長崎県障害者(身体・知的)巡回相談を行います

事前に予約が必要です。相談を希望する人は、福祉事務所までご連絡ください。また今回から補装具の判定が主になり、原則として手帳の診断書・意見書は作成しませんのでご了承ください。

日時 12月13日(木) 午後1時～3時受付
会場 文化会館 内容 ①身体障害者手帳についての相談 ②補装具の相談と判定および適合判定 ③更生医療の相談と判定 ④その他、身体障害に関する相談 ⑤知的障害者の福祉に関する一般相談 ※今回は整形外科・耳鼻咽喉科のみとなります
問合せ先 福祉事務所障害福祉係

栽培技術を習得したい人を 募集しています

「定年帰農チャレンジ教室」の受講者を募集しています。これは、定年帰農を目指す人に対

その他のお知らせ

沿道の伐採・草取りの作業を行いました

平戸法人会鷹島支部と鷹島町観光協会の呼びかけで10月20日、鷹島町内の沿道の伐採と草刈り作業を行いました。

この作業は毎年行っており、今回は春のツツジ植樹の協力団体等にも呼びかけ、町内美化運動の一環として行いました。

参加した団体は、更生保護女性会、長崎母子寡婦福祉連合会鷹島支部、松浦市福鷹商工会青年部鷹島支部、同女性部鷹島支部、あじさい会など約70人です。今後も美化運動を展開していきます。

問合せ先 鷹島町観光協会 ☎ 0955-48-2117

市営住宅入居者臨時募集

- 募集団地 11月30日現在、空家のみを募集団地とします(今回は、空家待ちの申し込みはできません)。
- 入居資格者
 - (1) 住宅に困窮していることが明らかな人
 - (2) 市税を滞納していない人
 - (3) 1年間の総収入が、公営住宅法で定める収入規準に該当する人
- ※福島町の福崎団地B棟(特定公共賃貸住宅)の入居資格等は別に規定があります。
- 申込方法

都市計画課住宅係または各支所に用意している「住宅入居申込書」に次の書類を添付し、申込受付期間内に都市計画課住宅係か各支所に申し込みをしてください。

〈添付書類〉

 - ・所得証明書(給与所得者は事業主発行の源泉徴収票)
 - ・住民票謄本
 - ・納税証明書(市町村発行)
 - ・保証人の委任状(納税証明書交付用)
 - ・婚姻予定の人は、婚約証明書

※なお、入居申込書の連帯保証人は、市内に住所を有し市税の滞納がなく申込者と同等以上の収入がある人2人とします。
- 申込受付期間
 - 1回目 平成19年12月7日(金)～12月28日(金)
 - 2回目 平成20年1月4日(金)～1月31日(木)

※1回目の受付期間で入居者が決定した場合、2回目の受付は行いません。

※福崎団地B棟は、随時受け付けます。
- 問合せ先 都市計画課住宅係、福島支所建設水道課建設住宅係、鷹島支所建設水道課建設住宅係

年末年始のごみ収集・し尿の汲み取り

	星鹿・御厨・志佐・調川・今福町	福島町	鷹島町
ごみ収集	<p>「ごみ出しカレンダー」「福島町ごみ収集予定表」の通りに行います。</p> <p>●ごみの収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月29日(土)～1月3日(木)は休みます。 ・1月4日(金)は福島地区の可燃物と生ごみのみを収集します。 ・1月5日(土)は今福・御厨・星鹿地区の可燃物のみを臨時に収集します。 <p>●クリーンセンターの直接搬入</p> <p>12月9日(日)、24日(月)、29日(土)は北松北部クリーンセンター(平戸市田平町)に直接搬入できません(搬入時間=午前10時～正午、午後1時～4時)。</p> <p>※ただし、12月29日は午後3時まで</p> <p>※直接搬入する場合も、できるだけ分別をお願いします。</p> <p>分別方法等は「ごみの分別・出し方便利帳」の冊子を確認してください。</p>	<p>●燃えるごみ</p> <p>12月29日(土)～1月3日(木)は休みます。1月4日(金)からは通常通り収集します。</p> <p>●1月の燃えないごみ</p> <p>第2・第4木曜日に変更します。2月からは通常通り第1、第3木曜日に収集します。</p> <p>分別方法等は、「家庭ごみ分け方・出し方」を確認してください。</p>	
注意事項	<p>○最近、びん・缶・ペットボトルの中身が入ったままのものが、多く出されています。中身は使い切るか、出し切り、軽くゆすいで出してください。</p> <p>○生ごみを分別して出してもらっていますが、シール・バラン等が混ざり、生ごみとして収集できないものが多く見受けられ、分別した生ごみを堆肥化できません。出す時は、もう一度見直しをお願いします。</p>		
汲み取りし尿の	12月30日(日)～1月3日(木)は休みます。年末に汲み取りを希望する人は、松浦衛生事業(協)(☎0956-72-0357)に早めに申し込んでください。	12月28日(金)～1月4日(金)は休みます。年末に汲み取りを希望する人は、東興産業(株)(☎0955-47-4100)に早めに申し込んでください。	12月30日(日)～1月6日(日)は休みます。年末に汲み取りを希望する人は、(株)鷹島公社(☎0955-48-2331)に早めに申し込んでください。
問合せ先	市民生活課生活環境係	福島支所市民福祉課 市民生活環境係	鷹島支所市民福祉課 市民生活環境係